

## 港区立健康増進センターの管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と株式会社野村不動産ライフ&スポーツ株式会社（以下「乙」という。）は、港区立健康増進センターの管理運営に関して、令和6年3月22日に締結した「港区立健康増進センターの管理運営に関する基本協定書」（以下「原協定」という。）の一部変更について、次のとおり、協定を締結する。

### 1 原協定書第17条第2項を次のように改める。

（本施設の改修等）

#### 第17条

2 本施設の修繕については、1件につき200万円（消費税を含む。）を超えるものについては、甲が自己の責任及び費用負担において実施するものとし、1件につき200万円（消費税を含む。）以下のものについては、乙の責任及び費用負担において実施するものとする。

### 2 原協定書第42条第2項を次のように改める。

#### 第42条

2 前項の規定により指定を取り消し、又は本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、これによって乙に生じた損害、損失又は新たに乙が負担することとなった費用において、甲はその賠償の責めを負わない。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、甲は乙に対し、これによって甲に生じた損害、損失又は新たに甲が負担することとなった費用について、その賠償を請求することができる。

### 4 本変更協定書は令和8年4月1日から適用する。

本変更協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年2月5日

甲 港区芝公園一丁目5番25号  
港区  
港区長 清 家 愛

乙 中野区本町一丁目32番2号  
ハーモニータワー15階  
野村不動産ライフ&スポーツ株式会社  
代表取締役社長 小林 利彦